

しょうがいしゃきほんほう かんするいけん 障害者基本法に関する意見

しゃ ぜんにほんなんちようしゃ ちゅうとしつちようしゃだんたいれんごうかい
(社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

しんたに ともよし
新谷 友良

1. きほんてきせいかく 1. 基本的性格について

1) しょうがいしゃふくしぶんや せいど けんりほう ほうかつてき しょうがいしゃさべつ
1) 障害者福祉分野の法制度として、権利法としての包括的な「障害者差別
きんしほう ふくししきく サービスをきてい こべつほうき たいおう しょうがいしゃきほんほう
禁止法」と福祉施策・サービスを規定する個別法規で対応して、障害者基本法のよ
うな上位法は必要としないというかんが かつ おも
うな上位法は必要としないという考え方もあります。

2) しょうがいしゃきほんほう い か きほんほう せつきよくてき やくわり もとめるばあい きほんほう やくわり
2) 障害者基本法（以下、基本法）に積極的な役割を求める場合、基本法の役割
にほんこくけんぼう こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく い か けんりじょうやく きてい しょうがいふくしぶんや
は日本国憲法及び国連障害者権利条約（以下、権利条約）の規定を障害福祉分野
ほうれい しきく ぐたいか かんが い み
の法令、施策に具体化することであると考えます。その意味で、

た きほんほう きょういくきほんほう だんじょこようきかいきんとうほう にほんこくけんぼう
・他の基本法（教育基本法や男女雇用機会均等法など）にあるように「日本国憲法
りねん
の理念に則る」といった明文規定と、それに加えて「国連障害者権利条約を誠実に
じゆんしゆ きてい ひつよう かんが
遵守する」規定が必要と考えます。

しょうがいしゃ しんたいしょうがいしゃふくしほう しょうがいしゃじりつしえんほう
・障害者福祉分野の個別法（身体障害者福祉法、障害者自立支援法など）は、
こゆう せいていけいい どくじ せいさくもくてき したがってさくてい りゆう
固有の制定経緯があり、独自の政策目的に従って策定されていることを理由に、
きほんほう せいごうさぎょう じゅうぶん こんかいきほんほう みなおすばあい こべつほう
基本法との整合作業が十分ではありません。今回基本法を見直す場合、個別法に対す
きほんほう ゆうえつせい めいき ほうたいけい せいごう はかる じゅうよう かんが もんごん
る基本法の優越性を明記し、法体系の整合性を図ることが重要と考えます。文言の

工夫が必要ですが、「この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が

制定されなければならない」(教育基本法)、「施策を実施するため必要な法制上又

は財政上の措置その他の措置を講じなければならない」(環境基本法)といった規定

が必要と考えます。

3) 基本法の性格によって、「障害者差別禁止法」の形は大きく変わってくると考

えます。その意味で、基本法の性格は、「障害者差別禁止法」の在り方を視野に入

れて議論すべきと考えます。包括的な差別禁止法を想定した場合は、障害や差別の

定義は基本法に規定されるとしても、差別是正の仕組みや権利救済の手続き規定は

差別禁止法に含まれるのが適当ではないかと考えます。他方、個別分野ごとに差別

禁止法類似の法律を作っていく場合は、差別是正の仕組みや権利救済の手続き規定

も基本法に書き込むことの議論が必要と考えます。

2. 定義規定について

1) 定義規定については、権利条約の定義規定や関連条文を最大限尊重すべき

と考えます。権利条約の第2条「定義」は「コミュニケーション」、「言語」、「障害

に基づく差別」、「合理的配慮」、「ユニバーサルデザイン」しか規定していませんので、

その他に定義規定が必要な概念としてどのようなものがあるか議論が必要と考

えます。(例えば、アクセシビリティや個人のインテグリティなどは権利条約では独立

条文じょうぶんとなっていて、定義規定ていぎきていにはありません。)また、日本障害フォーラム (JDF)にほんしょうがい

と政府との権利条約けんりじょうやくにかかわる意見交換会いけんこうかんかいで、条約条文じょうやくじょうぶんの解釈かいしゃくについても議論ぎろん

が行われてきましたので、権利条約けんりじょうやくを解釈かいしゃくした定義規定ていぎきていも必要ひつようと考かんがえます。例

えば、権利条約けんりじょうやくでは「コミュニケーション」の定義ていぎに「display of text」(文字表示)もじひょうじ、

「written」(筆記)ひっきという言葉ことばがありますが、基本法きほんほうの定義ていぎではコミュニケーション

手段の一つとして「要約筆記」ひっきの文言もんごんを入れるべきと考かんがえます。

2) 障害しょうがいの定義ていぎを権利条約けんりじょうやくに沿った形かたちに見直みなおすすことは必要ひつようと思います。また、

定義見直していぎみなおに当たっては、それに伴って見直みなおすすべき個別法こべつの規定きてい、例えば身体しんたい

障害者福祉法しょうがいしゃふくしほう4条の別表べつびょう、国民年金法こくみんねんきんほう30条 (国民年金法施行令第4条6別表)こくみんねんきんほうしこうれい、

厚生年金保険法こうせいねんきんほけんほう47条 (国民年金法施行令を準用)じゅんようなどの規定きていを精査せいさし、定義変更ていぎへんこうの

実効性を確保じっこうせいして「障害の種類しょうがいによる谷間しゅるい」たにまをなくすと同時に、「障害の程度しょうがいによる

谷間たにま」も解消かいしょうする必要ひつようがあると考かんがえます。

3) 差別さべつの定義ていぎについては、3類型ていぎきていの定義規定ていぎきていを入れることが望ましいと考かんがえます。

3. 基本的人権きほんてきじんけんについて

障害者しょうがいしゃであっても、普通ふつうの人と同等どうとうの基本的人権きほんてきじんけんを享有きょうゆうし、特別な権利けんりを享受きょうじゆ

するわけではありませので、日本国憲法にほんこくけんぽうの規定きていと人権規定じんけんきていを持っている他の法律たと

の整合せいごうが必要ひつようと考かんがえます。

4. 障害者に関する基本的施策

1) 基本法固有の領域として、権利条約第8条「意識の向上」に関わる規定があると考えます。現行法の「障害者週間」の規定や「障害者基本計画」などの規定がそれに対応するものですが、権利条約第8条は非常に豊富な内容を持っています。基本法には、権利条約第8条の規定を最大限盛り込むべきと考えます。

2) 政治参加、司法参加などについては、障害者差別禁止法の守備範囲をどのように考えるかによりますが、権利性とその救済の仕組みを明確にするためには障害者差別禁止法に盛り込む方が適当ではないかと考えます。

3) モニタリング規定は、基本法の固有領域と考えます。救済機関については、権利性や手続き規定が非常に重要ですので、障害者差別禁止法に譲るべきではないかと考えます。

4) 基本法には調査・統計の実施についての規定を加えるべきだと思います。全ての障害者施策は、正確な且つ継続的な実態調査を基礎に計画立案される必要があります。障害者の定義の見直しを早急に実施し、新たな範囲の障害者を対象とした実態調査に基づく施策立案を省庁、地方自治体に義務つける必要があると考えます。